

平成28年4月11日

保護者様

群馬大学教育学部附属小学校長
上條 隆

学校感染症による出席停止について

学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法施行規則により登校することができません。感染予防のため、出席停止の扱いになります。病気が治ったときには、本日配布した「治ゆ証明書」(別紙)を主治医に記入していただいてから登校をさせていただきます。

《 学校感染症について 》

学校は、集団で生活する場所であるため、感染症の流行しやすい環境です。そのために、学校保健安全法が定められ、学校などにおいて感染症の流行を防いでいます。

この学校保健安全法に定められている学校において予防すべき感染症のことを学校感染症と言い、次のような疾病、出席停止期間等があります。

| | 疾 病 名 | 出席停止期間のめやす |
|-----|--|--|
| 第一種 | エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る），中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る），鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザを言う） | 治ゆするまで |
| 第二種 | インフルエンザ 百日咳 流行性耳下腺炎 麻疹 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 | <ul style="list-style-type: none">・発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで・特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで・耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで・解熱した後3日を経過するまで・発疹が消失するまで・すべての発疹が痂皮化するまで・主要症状が消退した後2日経過するまで・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 第三種 | コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれなくなるまで |

治 ゆ 証 明 書

群馬大学教育学部附属小学校

年 組 氏名

上記のものは、学校感染症の（ ）が、治ゆしましたので
月 日より登校してもよいことを証明します。 ※発症日（ 月 日）

平成 年 月 日

医師・住所・氏名

印

----- きりとり -----

治 ゆ 証 明 書

群馬大学教育学部附属小学校

年 組 氏名

上記のものは、学校感染症の（ ）が、治ゆしましたので
月 日より登校してもよいことを証明します。 ※発症日（ 月 日）

平成 年 月 日

医師・住所・氏名

印